

回覧

No.62



くらしと物価

かいじ号

5月は消費者月間です！

今年度のテーマは、～しっかり選ぼう 消費者の知恵で～ です。

消費者月間は、消費者の利益を守るための法律「消費者保護基本法」の制定20周年を記念して昭和63年に定められました。

平成15年度に県の消費生活センターに寄せられた苦情相談件数は、13,000件を超え、昨年度と比較しますと2倍を超える件数となっています。

この月間に契機に、消費生活に係るトラブルを未然に防ぐための知識やクーリング・オフ制度、消費者契約法など「賢い消費者」になるための必要な知識を身につけましょう。

■イベント情報

消費生活情報展		消費者フェスティバル
開催日時（期間）	5月6日（木）～5月31日（月） 午前8時30分～午後9時	5月29日（土） 午後1時～午後5時
会 場	県民情報プラザ1階 (甲府市丸の内1-8-5)	男女共同参画推進センター(ぴゅあ総合) (甲府市朝氣1-2-2)
内 容	「賢い消費者」になるためのパネル展示	消費者月間テーマに沿った講演会、パネルディスカッション、青空市場
問い合わせ先	県消費生活センター(055-235-8455)	県庁県民生活課(055-223-1352)

ハイッ！
こちら
相談室

～若者をねらう悪質商法～
新生活を迎えた若者は特に注意！

● 相談事例1 ●

- 街で化粧品の粗品をくれると声をかけられアンケートに答えた。
- 無料で肌の診断をするというので、店までついて行ったところ、今、キャンペーン中なので、化粧品を買えばエステが無料で受けられると勧められ、契約。
- よく考えると支払いが不安なので、解約したい。



◆アドバイス

- ◆ 街頭などで呼び止めて、営業所などに同行させて契約させる販売方法をキャッチセールスといいます。
- ◆ このような場合、ある一定の商品については、原則として法定の契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(無条件解約)することができます
- ◆ なお、化粧品や健康食品などの消耗品はクーリング・オフ期間内でも自ら開封(消費)した分については返品できない場合もありますので注意しましょう。

相手は、本当の目的を隠して近づいてきます。親しげな雰囲気に惑わされないで、必要ない、おかしいなと思ったらキッパリ断りましょう。

●相談事例2●



- 携帯に「アンケートに答えて」と電話があったので答えたら「話が合うね。会おう。」と誘われ会う約束をした。
- 喫茶店で待ち合わせ、その後、事務所へ連れていかれ宝石の説明を受けた。「ダイヤの指輪は結婚する時絶対必要。」と勧められ、契約。
- 本当は必要ないので解約したい。

◆アドバイス

- ◆電話などで販売目的を告げずに呼び出し、商品やサービスなどを契約させる販売方法をアポイントメントセールスといいます。
- ◆このような場合、法定の契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(無条件解約)することができます。

知らない人から電話やはがきで誘われても、安易に応じないようにしましょう。

●相談事例3●

- 突然、○○資格講座の通信教育の受講勧誘の電話があった。
- 資料の送付を承諾したが送られてきたのは、契約書だった。
- 高額だったので、その日の内に電話で断ったが、「承諾したからには責任を取れ。解約はできない。」と強い口調で言われ仕方なく契約書に署名捺印して郵送したが解約したい。



◆アドバイス

- ◆法定の契約書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフ(無条件解約)できます。

電話口での最初の対応が肝心です。あいまいな返事や長電話は禁物。不要な場合は、毅然とした態度で「受講する気はありません。」ときっぱり断りましょう。

資格講座の電話勧誘を受けた場合は、送られてくる郵便物に注意し、不本意な契約書が送られてきたらすぐに、クーリング・オフの手続きを!

●相談事例4●



- 友人に健康食品の購入を勧められた。
- 少し高額だが、別に購入する人を見つけて紹介すればポイントが上がり手数料がもらえると言われ契約。
- しかし、友人・知人は誰も興味を示さず、借金だけが残ってしまった。

◆アドバイス

- ◆このような販売方法をマルチ商法といいます。
- ◆法定の契約書面を受け取った日から20日間はクーリング・オフ(無条件解約)できます。

どんなに親しい友人からの電話でも、ビジネスや、お金がらみの話には注意しましょう。気まずい思いをしてもきっぱりと断る勇気を持って!

●相談事例5●

- インターネットのオークションでパソコン用ゲームソフトを落札し、指定口座に代金を振り込んだ。
- 入金確認後発送とあったが、商品が届かない。
- 催促しようと検索したらサイトが消えている。どうしたらよいか



◆アドバイス

- ◆通信販売には法定のクーリング・オフの規定はありません。
- ◆価格、送料、支払時期、商品到着時期、返品交換などの販売条件を確認しましょう。特に、代金前払いの場合は、トラブルが多いので注意しましょう。

特にインターネットを利用した通信販売の場合、購入の契約にあたっては、業者の選択に十分気をつけ、相手の会社名、住所、電話番号などを確認しておきましょう。

オンライン・トラストマークのついた業者は信頼の一つの目安になります



オンライン・トラストマーク

「食の安全・安心に関するアンケート調査」結果

この調査は平成15年9月に策定した「やまなし食の安全・安心基本方針」に基づく施策を展開するにあたり、県民の皆さんのがんばりの「食の安全・安心」に対する意識を調査し、それを反映していくことを目的として実施しました。

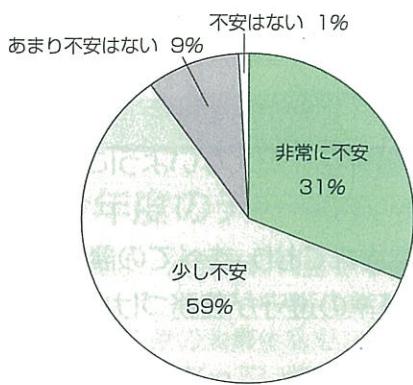
1. 調査時期 平成16年1月

2. 調査対象 県政モニター

3. 回答者数 391名(女性51% 男性48% 不明1%)

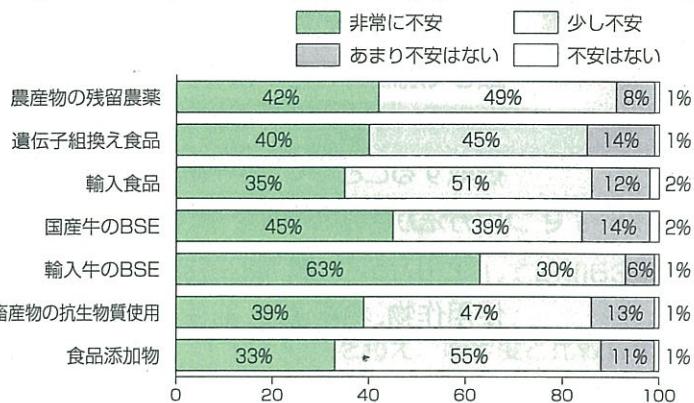
4. 調査結果の概要

食品の安全性に不安を感じていますか



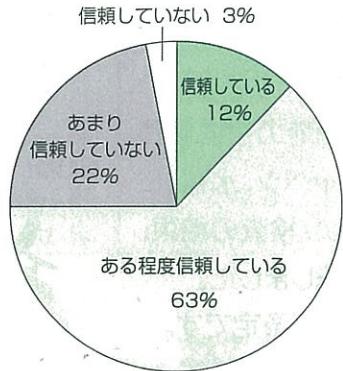
「非常に不安」「少し不安」と回答した人が、全体の90%にも及び、食品の安全性に不安を感じている人が多いことが伺えます。

食品の安全性についてどのような項目に不安を感じていますか



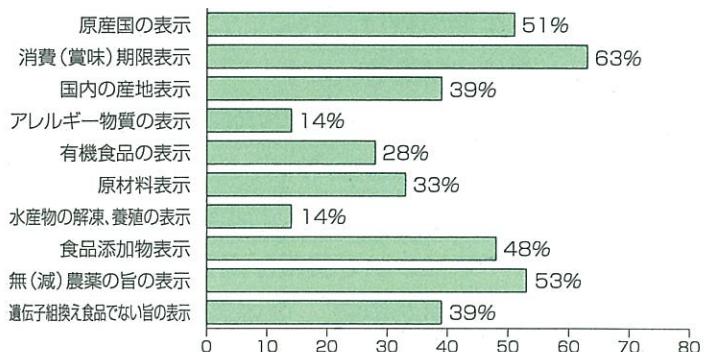
どの項目についても80%以上の人があんらかの不安を感じています。その中でも輸入牛のBSEについては、半数以上の人方が「非常に不安」と回答していますが、これは、昨年末の米国におけるBSE感染牛の発生が大きく影響しているものと思われます。

食品の表示内容を信頼していますか



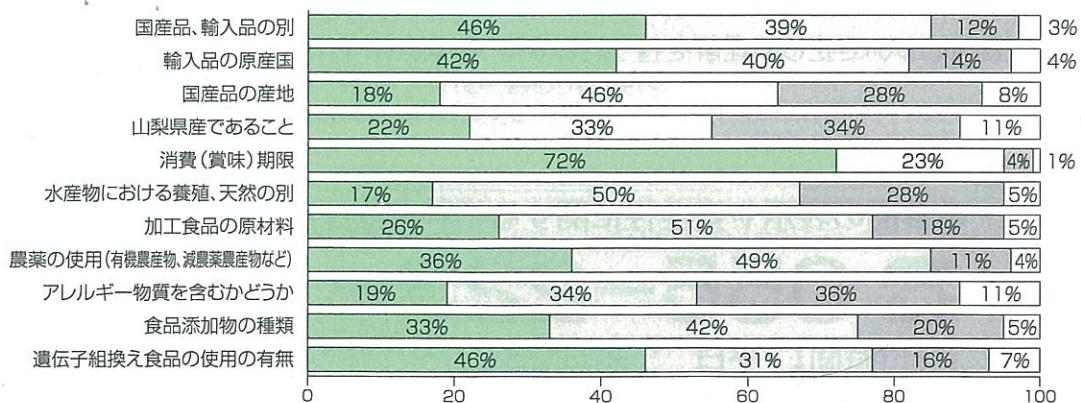
「信頼している」「ある程度信頼している」と回答した人が全体の75%となっており、表示の信頼性について一定程度評価されているものと考えられますが、「あまり信頼していない」「信頼していない」と回答した人も25%を占めています。

どの食品表示が信頼できませんか(複数回答)



信頼できない表示として一番目に63%で「消費(賞味)期限表示」をあげ、次に53%で「無(減)農薬の旨の表示」、51%で「原産国の表示」をあげています。

食品を購入する際にどのような項目を意識していますか



「意識している」「少し意識している」と回答した人の割合は、「消費(賞味)期限(95%)」、「国産品、輸入品の別(85%)」、「農薬の使用(85%)」の順に高く、日頃多くの人がこれらの点を意識して買い物をしていることが伺えます。

農薬適正使用の取り組みについて

農薬の安全性と使用基準

農産物を安定して生産するためには、「農薬」は必要な資材です。

農薬は、その安全性の確保を図るために「農薬取締法」に基づき、国への登録が必要であり、厳しく規制されています。

また、登録に際して毒性評価を行い、人間が健康上のリスクを伴わず一生涯にわたり毎日摂取することができる食品中の残留値が定められ、この基準値を超えないように各農薬の使用方法が定められています。

使用方法は、農薬の容器等に貼付されたラベルに記載されており、すべての農薬使用者に、使用作物、希釈濃度、総使用回数、使用時期などの使用基準の遵守が義務づけられています。

生産者、農業団体、県の取り組み

現在、県内各JAは、県内農産物の食の安全・安心を確保するため、農薬散布履歴記帳運動を実施しています。

生産農家は、田畠ごとに農薬を使用した年月日、作物、農薬名、使用方法等を記録し、適正使用に努めています。

また昨年度、県農政部では適正使用指導のため、各産地の主要農作物（ぶどう、もも、すもも、とうとう、かき、トマト、ナス、キャベツ、水稻）について、県総合農業試験場において農薬残留分析を行い、検査の結果、すべてについて農薬が適正に使用されていることを確認しました。

今年度も継続し、県内農産物の農薬残留分析を実施する予定です。



食の安全確保に向けて

使用者が農薬を正しく使うことが、農産物の安全確保につながります。

生産者、農業団体、県農政部では、様々な農薬安全使用対策に取り組んでいます。

今後も、農薬について正しい理解を持ち、生産者・農業団体・行政の取り組みにご理解をお願いします。

食品安全
110番

●食品の表示や安全性に関する相談を受け付けています。

☎ 055-223-1638

【受付時間】 平日 午前8時30分～午後5時